

広島市安佐動物公園キッチンカー出店要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市安佐動物公園（以下「園」という。）において、入園者の利便性の向上及び園の魅力の向上を図ることを目的として実施するキッチンカー出店事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「キッチンカー」とは、第7条第1号に定める許可を受けた移動販売車であって、園内で飲食物を調理し、又は販売する車両をいう。
- (2) 「登録者」とは、第6条第1項の規定により管理者の登録を受けたキッチンカー事業者をいう。
- (3) 「出店者」とは、登録者のうち、第12条第1項の規定により出店決定の通知を受けた者をいう。
- (4) 「管理者」とは、園の指定管理者である公益財団法人広島市みどり生きもの協会をいう。

(出店形態)

第3条 この要綱が定めるキッチンカーによる出店形態は、次の各号のとおりとする。

- (1) キッチンカーで調理した飲食物を園内で販売するもの
- (2) あらかじめ調理した飲食物を園内で販売するもの

(出店場所等)

第4条 キッチンカーの出店場所は、園内のうち、管理上支障がないものとして管理者が指定する区域とする。

- 2 1日当たりの出店可能台数は、原則として3台とする。ただし、管理者が特別な事情があると認める場合はこの限りでない。
- 3 出店に係る車両の駐車位置、設備、備品等の設置位置その他レイアウトは、管理者の指示に従うものとする。

(出店日及び出店時間)

第5条 出店日については、管理者が定め各登録者に明示する。

- 2 出店時間は、園の開園時間の範囲内で管理者が指定する時間とする。

(事前登録)

第6条 園内においてキッチンカーによる営業（以下「出店」という。）を行おうとする者は、あらかじめ管理者の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

- 2 登録は、出店を希望する者について、営業に必要な許可、衛生管理の資格その他次条で定める要件を事前に確認し適正かつ円滑に出店することを目的として行うものとする。
- 3 登録を受けたことは、出店を保証するものではなく、登録者は第11条第1項の規定により出店日ごとに出店の申込みを行い、第12条第1項の規定により出店者として決定された場合に限り出店できる。

(登録要件)

第7条 登録を受けることができる者は、次の各号のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 登録時において、食品衛生法その他関係法令に基づく広島市内における有効な飲食店営業許可その他キッチンカーによる営業に必要な許可を有する者
- (2) 食品衛生責任者その他営業に必要な資格を有し、保健所が定める基準に従い衛生的な営業ができる者
- (3) 生産物賠償責任保険（以下「PL保険」という。）その他必要な保険に加入している者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員並びにこれらと関係を有する者でないこと。
- (5) その他管理者が不相当と認める事情がないこと。

（販売品目）

第8条 キッチンカーで販売できる品目は、営業許可証の範囲内の飲食物とし、次の各号に掲げるものは販売してはならない。

- (1) 消費期限又は賞味期限が経過した飲食物及びこれらを原材料として調理した飲食物
- (2) アルコール飲料
- (3) 公序良俗に反する飲食物及び園の品位を損なうおそれのある飲食物
- (4) その他管理者が不相当と認める飲食物

（登録申請及び登録の決定）

第9条 キッチンカーの登録を希望する者は、登録申請書兼誓約書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 営業許可証の写し
 - (2) 食品衛生責任者等の資格を証する書類の写し
 - (3) 自動車検査証の写し
 - (4) PL保険証券等の写し
 - (5) キッチンカー外観（四方向）が分かる写真
 - (6) 販売を希望するメニュー表及び価格表
 - (7) 提供時における各メニューの画像（写真を含む。）
 - (8) その他管理者が必要と認める書類
- 2 管理者は、前項の申請書類（必要書類が全て揃っているものに限る。）を受理した日時（郵送の場合は管理者に到達した日時とする。）の順に審査して登録の承認又は不承認を決定し、その結果について登録申請結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 管理者は、前項の規定により登録を承認したときは、申請者に登録の有効期間その他必要な事項を示すものとする。
- 4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録申請の受付を終了することができるものとする。
- (1) 販売品目が過度に重複する場合その他キッチンカー出店事業の円滑な運用に支障が生じると判断した場合
 - (2) 登録者の出店機会の均衡確保又は管理事務の負担の観点から、管理者が別に定める登録予定者数に達した場合又は達する見込みとなった場合

（登録の有効期間及び登録内容の変更）

第10条 登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は原則として登録申請年度の3月31日までとする。ただし、管理者が必要と認めるときはこの限りでない。

- 2 登録期間の始期は、原則として登録を決定した日の属する月の翌月1日とする。ただし、管理者が必要と認めるときはこの限りでない。
- 3 登録者は、商号、代表者、住所、連絡先、営業許可の内容その他登録事項（メニュー及び価格を含む。）に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- 4 登録者が登録の更新を希望するときは、登録期間満了の日の3か月前までに、前条第1項各号に掲げる書類その他必要な書類を添えて改めて申請を行わなければならない。
- 5 出店希望日が著しく少ない場合その他管理者が更新することが適当でないときと認めるときは更新しないものとする。

（出店申込み）

第11条 登録者は、出店を希望する月の前々月の20日から前月の5日までに、出店申込書（様式第3号）に必要事項を記入の上、管理者に提出しなければならない。

- 2 第7条各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合及び管理者に提出している営業許可証の有効期間外の場合には申し込みすることはできない。
- 3 管理者は、必要があると認めるときは、出店の内容に関する資料その他必要な書類の提出を求めることができる。

（出店者の決定）

第12条 管理者は、前条第1項の出店申込みの内容を確認して出店の可否を決定し、その結果を出店日の属する月の前月の10日までに各登録者に通知するものとする。

- 2 同一日における出店希望台数が出店可能台数を超える場合において、管理者は、入園者サービスの向上を目的として、販売品目のバランス等を考慮し、管理者が定める方法により出店者を決定するものとする。
- 3 管理者は、出店者決定後において、園の事業その他の事情により出店日又は出店場所の変更が必要になった場合には、出店者に変更を求めることができるものとする。

（出店料及び手数料）

第13条 出店者は、出店料を原則として出店する日までに管理者に支払わなければならない。

- 2 前項の出店料は、キッチンカー（車両）及び営業に供する設備、備品等の使用面積（0.01平方メートル未満の端数は切り捨て）に、広島市安佐動物公園条例（以下「条例」という。）別表第3に定める1平方メートル当たりの単価を乗じて算出するものとする。
- 3 出店者は手数料として、当月の売上金（消費税及び地方消費税を含む。）に10パーセントを乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て）を、翌月10日までに現金又は銀行振込により管理者に支払わなければならない。銀行振込による場合には出店者が振込手数料を負担するものとする。
- 4 出店者は、出店日ごとに売上金報告書（様式第4号）又はこれに代わるものを作成し売上レシート等を添えて管理者に提出し、管理者は確認の上、手数料を算出するものとする。

（出店料の返金）

第14条 悪天候等による出店の中止は出店者自らが判断するものとし、支払い済みの出店料は返金しない。ただし、管理者が出店の中止を指示したときその他管理者が認める場合は、この限りでない。

（出店者の遵守事項）

第15条 出店者は、出店に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令、条例、この要綱並びに管理者の指示に従うこと。
- (2) ごみ箱を設置して販売に伴い発生するごみを自ら回収し、園内を清潔に保つこと。

- (3) 騒音、臭気、煙等により他の利用者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 火気を使用する場合は、消火器を設置し、ガスボンベ等の安全管理を徹底すること。
- (5) 園の動物への給餌、動物舎への食材持込みその他飼育管理の支障となる行為をしないこと。
- (6) 出店終了後は、速やかに原状回復を行い、指定時間までに退場すること。
- (7) 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと。
- (8) 登録の名義を他人に利用させ、又は出店を第三者に行わせないこと。
- (9) 出店及び販売に関連した苦情、問い合わせ等には迅速かつ適切に対応し、軽微なものを除き管理者に速やかに報告すること。
- (10) 第三者の著作権、商標権、肖像その他の権利又は利益を侵害しないこと。

(衛生管理及び事故防止)

第16条 出店者は、食品衛生法その他関係法令を遵守するとともに、保健所の指導及び管理者の指示に従い、衛生管理に努めなければならない。

- 2 出店者は、車両、設備等の点検を行い、事故防止に努めなければならない。
- 3 出店に起因して食中毒その他の事故が発生した場合は、直ちに関係機関に報告するとともに、管理者の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

(登録の抹消及び出店の中止)

第17条 管理者は、登録者又は出店者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消し、又は出店を中止することができる。

- (1) 虚偽の申請により登録又は出店者として決定されたとき。
 - (2) この要綱又は管理者の指示に違反したとき。
 - (3) 関係法令違反が判明したとき。
 - (4) 第7条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
 - (5) 災害、園の管理運営上の支障その他やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 管理者は、前項の規定により登録を抹消し、又は出店を中止した場合において、必要と認めるときは、その理由及び内容を当該登録者又は出店者に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により登録の抹消又は出店の中止があった場合における登録者又は出店者の損失について、管理者はその責任を負わない。
 - 4 管理者は、第1項の規定により登録を抹消した者について、再登録を認めないことができる。

(損害賠償)

第18条 登録者又は出店者は、その責めに帰すべき事由により園の施設、設備等を損傷し、又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任と負担においてこれを賠償しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めのない事項その他必要な事項は、管理者と、登録者又は出店者が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月 日から施行する。